京都府防災会議会長の専決処分(市町村防災計画修正)について

○市町村地域防災計画の修正について 次のとおり市町村防災計画の修正について意見照会があり、意見なしの旨回答した。

| 市町村名 | 主な修正の要点 |
|------|--|
| 福知山市 | ・国の施策等及び京都府地域防災計画を踏まえた改正 |
| | (府の「災害時における安否不明者等の氏名等公表方針」を踏まえた改正 等) |
| | ・市の防災施策を踏まえた改正 |
| | (「新型コロナウイルス感染症」と限定する文言を削除し、あらゆる感染症 |
| | 対策を踏まえた避難所運営マニュアルの反映) 等 |
| 綾部市 | ・地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例に基づく修正 |
| | (キキクル(危険度分布)「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合 等) |
| | ・綾部雨水ポンプ場整備完了に伴う修正 |
| | ・京都府地域防災計画の改定に伴う修正 |
| | (府の「災害時における安否不明者等の氏名等公表方針」を踏まえた改正 等) |
| | 等 |
| 宇治市 | ・災害に備えた情報や施設等の追記 |
| | (天ケ瀬ダムの再開発事業完了に伴う施設概要の変更) |
| | ・車による緊急避難場所の追記 |
| | ・新たに締結した防災協定の追記等 |
| 亀岡市 | ・災害対策基本法等の改正を踏まえた修正 |
| | (避難情報の変更 等) |
| | 新たに締結した防災協定の追記 |
| 城陽市 | ・令和4年度市防災会議意見の反映 |
| | ・災害対策基本法等の改正を踏まえた修正 |
| | (個別避難計画の作成等について追記 等) |
| | ・新たに締結した防災協定の追記等 |
| 向日市 | ・指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所の追加 |
| | ・新たに締結した防災協定の追記 |
| | ・官公署等所在地一覧の追加等 |
| 長岡京市 | ・今冬の大雪を踏まえた雪害警戒本部体制の構築 |
| | ・新庁舎建設に伴う災害対策本部室等設置場所の変更 |
| | ・新たに締結した防災協定の追記 |
| | ・国の施策等を踏まえた改正 (住民の適切な遊離行動の促進に向けた対応、声による遊離情報の適切な登 |
| | (住民の適切な避難行動の促進に向けた対応、市による避難情報の適切な発 |
| | 令に向けた対応等)等 |

| 八幡市 | ・京都府地域防災計画の改定に伴う修正 |
|------|--------------------------------------|
| | (府の「災害時における安否不明者等の氏名等公表方針」を踏まえた改正 等) |
| | ・気象予警報等の発表基準の修正、追記 等 |
| 京田辺市 | ・国の施策等を踏まえた修正 |
| | (住民の適切な避難行動の促進に向けた対応、市による避難情報の適切な発令 |
| | に向けた対応 等) |
| | ・京都府地域防災計画の見直しに伴う修正 |
| | (指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、多様なニーズ |
| | の違い等男女双方の視点等に配慮することを追記等) 等 |
| 京丹後市 | ・国の施策を踏まえた修正等 |
| | (住民の適切な避難行動の促進に向けた対応、市による避難情報の適切な発令 |
| | に向けた対応 等) |
| | ・京都府地域防災計画の見直しに伴う修正 |
| | (指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、多様なニーズ |
| | の違い等男女双方の視点等に配慮することを追記等) |
| | ・新たに締結した防災協定の追記等 |

【参考】関係法令抜粋

○災害対策基本法 42 条第 3 項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

○京都府防災会議規程第6条

会議が成立しないとき、又は会議を召集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。